

こども医療費助成制度について

合志市こども医療費助成制度は、お子さんの健全な成長や子育て支援のため取り組む合志市の医療費助成事業です。0歳から中学校3年生までのお子さんが、病気やけがで健康保険が適用になる診療を受けた場合の医療費自己負担分を市が助成します。

助成の対象者

合志市に住所を有する0歳～中学校3年生までのお子さん
【満15歳に到達して、最初の3月31日まで】

対象となる医療費

- ・医療機関に支払う自己負担額のうち、健康保険適用内の金額
… 医科、歯科、薬局、訪問看護、整骨・接骨院
(ただし、高額療養費や附加給付金が発生する場合は、窓口で支払った自己負担額から差し引いた金額が助成されます。)
- ・医師の指示にもとづいて作成した治療用装具・眼鏡等
(先に各健康保険などに払い戻しの手続きを行い、払い戻しを受けた額を差し引いて助成します。)

対象とならない医療費

- ・保険適用外の費用
(例: 予防接種・健診・ベッド差額料・薬の容器代・診断書の文書料など)
- ・入院時の食事療養費
- ・他の公的制度から助成される場合
- ・学校でのケガなどで日本スポーツ振興センターの給付の対象となる場合

医療費の助成について

熊本県内の医療機関・保険調剤薬局を外来で受診の場合

- ・医療機関の窓口へ毎回必ず「こども医療費受給者証」と「健康保険証」をご提示ください。
- ・健康保険の適用内の受診料については、窓口において料金を支払う必要がありません。
※ただし、1か月に1つの医療機関で自己負担が21,000円を超えた場合、窓口でお支払い後、受診の翌月以降に「こども医療費一部負担金請求書」で市に申請してください。

上記以外(熊本県外・整骨院等)の医療機関・保険調剤薬局を外来で受診の場合

- ・診療時に医療費を支払い、受診の翌月以降に「こども医療費一部負担金請求書」と支払った領収書をあわせて市に申請してください。

入院した場合

- ・県内外にかかわらず、かかった医療費を支払い、受診の翌月以降に「こども医療費一部負担金請求書」と支払った領収書をあわせて市に申請してください。
(高額療養費や附加給付金が支給される場合は先に各健康保険へ申請を済ませ、支給決定通知と領収書をあわせて申請してください。)

医療費を窓口で支払った場合の申請について

市の請求書様式『こども医療費一部負担金請求書』を提出していただきます。

請求書の提出について

- ・ 請求書の「請求者記入欄」に記入の上、領収書を添えて提出してください。
- ・ 領収書は受診者氏名、受診年月、保険点数、保険分負担金額が明記され、領収印のあるものがが必要です。※レシートでの受付はできません。
- ・ 領収書を紛失した場合は、『請求書』に医療機関から1か月分まとめた証明を記入してもらってください。
- ・ 請求書は、診療を受けた月の翌月以降に1か月分まとめてから提出してください。
※当月分は請求できません。
- ・ 整骨院を受診した場合は、整骨院から『請求書』に直接証明を記入してもらるか、1か月分をまとめた領収書を発行してもらい、請求してください。
- ・ 高額療養費や附加給付金、治療用装具などで支給を受けた場合、各健康保険からの支給決定通知書も一緒に提出してください。
- ・ 請求書の様式は、子育て支援課、西合志総合窓口（御代志市民センター内）、泉ヶ丘支所、須屋支所、市のホームページ(<http://www.city.koshi.lg.jp/>)にあります。

請求の有効期限について

- ・ 診療を受けた月の翌月から起算して1年以内です。
(例: 4月診療分は、翌年4月末まで請求可)

請求書の提出先

- ・ 子育て支援課、西合志総合窓口（御代志市民センター内）、泉ヶ丘支所、須屋支所
(平日の午前8時30分から午後5時15分まで)
- ・ 市役所の日曜開庁実施日(毎週日曜の午前9時から午後1時)※本庁舎のみ
- ・ 郵送での申請もできます。

助成金のお支払について

- ・ **毎月15日**(土日・祝日のときは、前日)までに申請された分を**翌月10日**(土日・祝日のときは、翌日)にお届けの口座に振り込みます。
- ・ 振込日の数日前に、振込額・振込日などが記載された支払通知を発送します。

次の場合、届出が必要です

- ・ 加入している健康保険が変わったとき。
- ・ 子ども・保護者の住所または氏名が変わったとき。
- ・ 保護者が変わったとき。
- ・ 振込口座を廃止される場合や変更される場合。

【お問い合わせ先】

合志市役所 子育て支援課 子ども家庭班
〒861-1195 合志市竹迫2140番地
TEL 096-248-1162(直通)